

掛川市告示第58号

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

掛川市長 松 井 三 郎

受益者負担金を賦課しようとする区域

1 掛川処理区

上張の一部、緑ヶ丘一丁目の一部及び緑ヶ丘二丁目の一部

2 大東処理区

大坂の一部、三俣の一部、国安の一部、浜川新田の一部、千浜の一部及び浜野新田の一部（公共マスを設置した区域に限る。）

3 大須賀処理区

大渕の一部、横須賀の一部及び西大渕の一部（公共マスを設置した区域に限る。）